

社会福祉法人 武蔵村山正徳会
認知症高齢者グループホーム サンシャインホーム
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用契約書

さん (以下「ご利用者」といいます) ・ _____

さん (以下「家族及び代理人」といいます) 及び認知症高齢者グループホーム サンシャインホーム (以下「グループホーム」といいます) との間において、次のとおり認知症対応型共同生活介護利用契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

- 1 グループホームは、ご利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、認知症高齢者グループホームサービスを提供し、ご利用者は、利用契約書・重要事項説明書の定めを遵守して生活し、そのサービスに対する料金をグループホームに支払うものとします。
- 2 家族及び代理人は、ご利用者と共にこの契約に基づく責務を履行するとともに、必要に応じてグループホームと協議し、ご利用者の生活と権利擁護に関わる行為を行います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の2週間前までに、ご利用者からグループホームに対して書面による契約終了の申し出がないとき、かつ、ご利用者が要介護認定の再認定で要支援2並びに要介護度1～5となったとき、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 (認知症対応型共同生活介護計画)

グループホームは、次の各号に定める事項を介護支援専門員等に行わせます。

- ① ご利用者について解決すべき課題を把握し、ご利用者又はその家族及び代理人の意向を踏まえた上で、グループホームサービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだグループホームサービス計画を作成します。
- ② 必要に応じてグループホームサービス計画を変更します。
- ③ グループホームは、ご利用者又はその家族及び代理人の要望により、適時グループホームサービス計画の説明をします。

第4条 (グループホームサービスの内容)

- 1 グループホームは、認知症対応型共同生活介護計画に沿って、ご

利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、認知症対応型共同生活介護計画が作成されるまでの期間も、ご利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 ご利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。グループホームは、【契約書別紙】に定めた内容について、ご利用者及び代理人に説明します。
- 3 グループホームは、サービス提供にあたり、ご利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための場合を除き、身体的拘束を行いません。また、やむを得ず拘束を必要と判断したときは、ご利用者又はその家族及び代理人の同意の基に行います。

第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 グループホームは、ご利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるようご利用者を援助します。
- 2 グループホームは、ご利用者又はその家族及び代理人が希望するときは、認定期間満了にともなう更新申請を代行します。また、ご利用者の介護状態の変化にともなう申請を行います。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 グループホームは、グループホームサービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 ご利用者又はその家族及び代理人は、ご利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 ご利用者又はその家族及び代理人は、ご利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受けることができます。

第7条（料金）

- 1 ご利用者又はその家族及び代理人は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 グループホームは、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までにご利用者又は代理人に通知します。
- 3 ご利用者又はその家族及び代理人は、当月の利用請求額を翌月22日（指定の銀行等が、休日等の場合は翌営業日）に、指定した口座より、預金口座振替による自動引落としの方法で施設に支払います。
- 4 グループホームは、ご利用者又はその家族及び代理人から料金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行します。

- 5 ご利用者が要介護認定で非該当（自立）及び要支援1になったとき、退所先が未定でグループホームでの生活がやむを得ないときは、グループホーム利用によるサービスは介護保険適用外となりますので、すべて自費負担となります。

第8条（契約の終了）

- 1 ご利用者又はその家族及び代理人は、2週間の予告期間においてグループホームに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当したときは、グループホームはご利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① ご利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2ヶ月分が滞納となったとき
 - ② ご利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになったとき（なお、入院中におきましても、在籍中は家賃・共益費・水光熱費等の支払いが生じます。）
 - ③ ご利用者又はその家族及び代理人が、グループホーム・同職員又は他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
 - ④ やむを得ない事情によりグループホームを閉鎖又は縮小するとき
- 3 ご利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）及び要支援1と認定されたとき、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、退所先が未定ですべて自費にての支払を希望する方は除きます。
- 4 次の事由に該当したときは、この契約は自動的に終了します。
 - ① ご利用者が他の介護保険施設等に入所及び入院したとき
 - ② ご利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失したとき

第9条（退所時の援助）

グループホームは、契約が終了し、ご利用者が退所する際には、ご利用者又はその家族及び代理人のご希望により、ご利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のための必要な援助を行います。

第10条（秘密保持）

- 1 グループホーム及び同職員は、サービス提供をする上で知り得た

ご利用者又はその家族及び代理人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 ご利用者又はその家族及び代理人は、ご利用者のグループホームサービス計画作成のため、及び退所時の居宅介護計画作成のため、他の居宅介護支援事業者・サービス提供者・サービス担当者会議においてご利用者又はその家族及び代理人の個人的情報を用いることに同意します。

第11条（賠償責任）

- 1 グループホームは、サービスの提供にともなって、グループホームの法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 ご利用者又はその家族及び代理人は、サービスの利用にともなって、ご利用者又はその家族及び代理人の責めに帰すべき事由により、他のご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたとき、グループホームの運営・財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

グループホームは、ご利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師への連絡等必要な処置を行います。

第13条（相談・苦情対応）

グループホームは、ご利用者又はその家族及び代理人からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、グループホームの設備又はサービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者又はその家族及び代理人・グループホームは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者又はその家族及び代理人・グループホームが誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となるときは、ご利用者又はその家族及び代理人・グループホームは、グループホームの住所地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

この契約書は、令和3年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省の通達等により契約内容に変更が生じるときは、ご利用者又はその家族及び代理人へご通知します。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者又はその家族及び代理人・グループホームが署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

サービス提供者

指定番号

グループホーム 東京都 第1374900718号

<提供者名>

高齢者グループホーム サンシャインホーム

<住所>

東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

<代表者名>

管理者 奥下 洋平 印

ご利用者

<住所>

<氏名>

印

家族及び代理人

<住所>

<氏名>

印

契約書の説明者

<事業所名>

認知症高齢者グループホーム サンシャインホーム

<住所>

東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

<氏名>

印